

後期高齢者医療保険料額のお知らせ

7月中旬に、令和7年度の保険料額決定通知書を送付します
ので確認してください。

問い合わせ

- ◇保険料の計算のこと 課税課 ☎ 9114
- ◇保険の医療制度など 保険課 ☎ 9160

II 保険料の計算方法

年間保険料額は、均等割額と所得割額を足した金額で、限度額は80万円です。

◆年間保険料額

均等割額

4万9,621円

+

所得割額

(総所得金額等－基礎控除額※)
×9.63%

※合計所得別の基礎控除額は右の表のとおりです

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

II 保険料の軽減

次に該当する場合は、保険料が軽減されます。

1 所得の低い世帯の被保険者

世帯内の被保険者と世帯主の前年（令和6年）中の所得の合計額に応じて、次の表のとおり均等割額が軽減されます。申請は不要です。
令和7年度は、判定基準所得が変わり、対象範囲が拡大されました。
※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります



◆軽減後の均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	年間の均等割額
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割軽減
	1万4,886円
43万円＋（30万5千円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割軽減
	2万4,810円
43万円＋（56万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割軽減
	3万9,696円

- 「給与所得者等」とは、給与所得または公的年金等に係る雑所得がある人をいいます。
- 65歳以上の公的年金等控除の適用がある人は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただし、65歳（昭和35年1月2日以後生まれ）で障害認定による被保険者は、前年64歳時点での所得を用いるため、特別控除である15万円は適用されません。

2 健保組合などの被扶養者であった被保険者

後期高齢者医療制度加入日前日に、健保組合など（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者は、特例措置として所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、令和7年度の年間保険料額は2万4,810円となります。ただし、均等割額の7割軽減に該当する人は、年間保険料額が1万4,886円となります。



国民健康保険税額のお知らせ

7月中旬に、令和7年度の国民健康保険税の納税通知書を世帯主に送付しますので確認してください。

近年の医療の高度化や高齢化の影響により1人当たりの医療費が上昇し続けているため、令和7年度も広島県の方針に基づき保険税率を引き上げます。

市では、引き続き、特定健診や脳ドックなどの保健事業や医療費適正化事業に取り組み、将来の医療費の抑制に努めます。

II 計算方法と税率

世帯ごとに「均等割額」「平等割額」「所得割額」の3区分で算定し、合計した額が、令和7年度の国民健康保険税額となります。

◆令和7年度 国保税率 [] 内は改正前

計算方法	区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
	算定対象	被保険者全員	被保険者全員	被保険者のうち40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者
均等割額	被保険者1人につき	3万5,888円 [3万2,700円]	1万2,045円 [1万1,400円]	1万1,774円 [1万600円]
平等割額	1世帯につき	2万4,069円 [2万3,400円]	7,735円 [7,300円]	5,706円 [5,300円]
所得割額	世帯の被保険者の所得に応じて計算	(総所得金額等－基礎控除額43万円) × 所得割率		
	所得割率	8.4% [7.7%]	2.85% [2.8%]	2.3% [2.1%]
	1世帯当たりの賦課限度額	66万円 [65万円]	26万円 [24万円]	17万円

II 減額・減免

次に該当する場合は、国民健康保険税が軽減されます。

1 低所得世帯

基準に該当する世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。申請は不要です。令和7年度は基準額を引き上げ、対象範囲を拡大しました。

2 産前産後被保険者【要届け出】

出産する被保険者の所得割額と均等割額が免除されます。免除期間は、出産月（または出産予定月）の前月から4カ月相当分（多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月相当分）です。届け出は出産予定日の6カ月前から可能です。

3 未就学児

国保に加入している未就学児は、均等割額が半額になります。軽減期間は、6歳に達する日以後の最初の3月分までです。申請は不要です。

4 後期高齢者医療制度への移行

国保に加入していた人が、75歳で後期高齢者医療制度に移行することにより、国保被保険者が1人になる世帯は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割額が減額されます。軽減の期間と軽減率は、対象となってから5年間は2分の1、その後3年間は4分の1です。申請は不要です。

5 旧被扶養者【要申請】

協会けんぽや会社の健康保険組合などの被用者保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に加入したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合、所得割額は全額、均等割額は2分の1（被扶養者のみの世帯の場合は平等割額も2分の1）の額が減免されます。ただし、均等割額がすでに7割軽減、5割軽減になっているときは対象外です。減免される期間は、所得割額は当分の間、均等割額と平等割額は、国保加入後2年間です。

6 非自発的失業者【要申請】

会社の倒産や解雇など、事業主の都合で失業した65歳未満の人の所得割額は、前年の給与所得を30%として算定します。軽減の期間は、離職した日の翌日から翌年度末までです。

7 その他【要申請】

災害、病気や失業など特別な事情による生活状況の著しい変化によって納税が困難な世帯は、国民健康保険税の減免が認められる場合があります。減免の基準や必要書類など詳しくは、課税課まで問い合わせてください。申請の期限は、納期限の7日前です。

※詳しくは市ホームページを確認してください

